

◇通勤手当支給規則の一部を改正する規則

- 1 運賃等相当額の算出基準を改めることにしました。
- 2 自転車等の使用に係る通勤手当の額を改定することにしました。
- 3 この規則は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部給与課)